

反則金に関する規程

第1条〔目的〕

本規程は、B 1 および B 2 リーグ戦における反則ポイントと、それに伴う反則金について定める。

第2条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕

(1) B 1 および B 2 リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が、それぞれ31ポイントを超えた場合、当該Bクラブに対し、以下のとおり反則金を科すものとする。

① B 1 : 31ポイント以上40ポイント以下	20万円
41ポイント以上50ポイント以下	40万円
51ポイント以上60ポイント以下	60万円
61ポイント以上70ポイント以下	80万円
71ポイント以上80ポイント以下	100万円
81ポイント以上	150万円
② B 2 : 31ポイント以上40ポイント以下	20万円
41ポイント以上50ポイント以下	40万円
51ポイント以上60ポイント以下	60万円
61ポイント以上70ポイント以下	80万円
71ポイント以上	100万円

(2) 前項に定める反則金は、シーズン毎に理事会が決定する方法によって徴収する。

第3条〔反則ポイントの計算方法〕

(1) 前条の反則ポイントの計算は、退場1回につき3ポイント（同一試合において5回のプレイヤー・ファウルによる退場は除く）、テクニカル・ファウルおよびアンスポーツマンライク・ファウル1回につき1ポイント、出場停止試合1試合につき3ポイントとして計算する。なお、同一試合においてテクニカル・ファウルおよびアンスポーツマンライク・ファウル2回により退場した場合は、退場による3ポイントのみを計算する。

(2) 前項にかかわらず、試合の第1および第3クォーターそれぞれにおいて、チームの責めに帰すべき事由により試合開始時刻に遅れた場合には、前項に定めるポイントのほか試合開始遅れ1分につき1ポイントを別途加算するものとする。

(3) 試合開始時刻に遅れた理由（両クラブまたはいずれかのクラブに責めがある

か) および遅れた分数については、ゲームディレクター報告書に基づき算出することとする。遅れた理由および分数について疑義が生じた場合は代表理事CEO（チェアマン）の決定を最終とする。

- (4) B1B2リーグ戦試合実施要項第6条に規定する、選手の試合エントリー人数が9名以下になった場合、10名と当該試合におけるエントリー選手数との差分に5を乗じたポイントを、別途加算するものとする。
- (5) 前各項の反則ポイントは、原則減算しないものとする。ただし、理事会が認めた場合に限り、減算することがある。

第4条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第5条〔施行〕

本規程は、2016年6月1日から施行する。

〔改正〕

2017年7月12日

2019年9月11日

2020年7月14日